

DV（ドメスティック・バイオレンス）等で避難中※<sup>1</sup>の方へ

## 吹田市高齢者生活支援事業 （5千円のギフトカード/1人）のご案内

- DV等で吹田市内に避難中の方も、吹田市高齢者生活支援事業における高齢者向けギフトカードを受け取れる場合があります。
- ギフトカードを受け取るには、**ギフトカード配付申出書等の提出が必要**です。

※<sup>1</sup> 「DV等で避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、高齢者虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住民票の住所地以外にお住まいの場合をいいます。

### 配付内容と配付対象者

以下のいずれかに該当する避難者に、1人あたり**5**千円のギフトカードを配付します。

①令和8年1月1日（基準日）時点で吹田市に住民票がある方のうち、令和8年3月31日までに65歳の年齢に達する方（昭和36年（1961年）4月1日誕生日の方まで）で、住民票と異なる吹田市内の住所にお住まいの方

②令和8年1月1日（基準日）時点で他市に住民票がある方のうち、令和8年3月31日までに65歳の年齢に達する方（昭和36年（1961年）4月1日誕生日の方まで）で、基準日時点で吹田市にお住まいの方

### 確認書申請先

各配偶者等暴力対応機関  
（裏面をご確認ください）

### 申請期間

令和8年2月24日（火）～  
令和8年5月29日（金）

### お問い合わせ

吹田市高齢者生活支援事業ギフトカード  
コールセンター



**0120-056-575**

受付期間 令和8年6月30日（火）まで  
受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日を除く）

### 申出書提出先

〒564-8550  
（住所不要）  
吹田市役所 高齢福祉室  
高齢者生活支援事業ギフトカード  
担当 宛

手続きや必要書類の詳細は裏面をご確認ください。

## 手続き・必要書類等

以下を参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。  
ご不明な点はコールセンター（0120-056-575）にご相談ください。

### 1 ギフトカード申請方法

ギフトカード配付申出に必要な書類（「2 必要書類」参照）を、表面の「申出書提出先」に提出してください。

### 2 必要書類

#### ①吹田市高齢者生活支援ギフトカード配付申出書

申出書の様式は、コールセンター（0120-056-575）にお問い合わせいただければお送りします。

#### ②配偶者等からの暴力等を理由に避難していることの確認書 （下記のいずれか）

- ・吹田市高齢者生活支援ギフトカード用配偶者等暴力被害申出受理確認書（配偶者等暴力対応機関が記入したもの）
- ・裁判所の保護命令決定書の写し

### 3 主な配偶者等暴力対応機関

吹田市高齢者生活支援ギフトカード用配偶者等暴力被害申出受理確認書の記入については、下記機関にご相談ください。

相談内容	相談先	電話番号
高齢者虐待	吹田市高齢福祉室	06-6384-1360
配偶者※による暴力 （※事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手を含む）	すいたストップDVステーション（DV相談室）	06-6310-7113
障がい者虐待	吹田市障がい福祉室	06-6384-1348

- DV等避難者で生活保護受給者の方は生活福祉室のケースワーカーにご相談ください。



**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や吹田警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。